

高齢労働者労働災害防止シンポジウムが開催されました



全国的に高齢労働者の就業拡大が続いている一方で、高齢労働者の労働災害も増えています。

こうしたことから、岡山労働局及び県内各労働基準監督署は令和2年1月30日に岡山ふれあいセンター(岡山市中区桑野)において、県内で初となる「高齢労働者労働災害防止シンポジウム」を開催しました。

シンポジウム冒頭の谷中労働局長から挨拶の後、岡山労働局健康安全課長から高齢労働者の労働災害が増加している状況などについて説明がありました。

特別講演1では、「医師から見た高齢労働者の安全と健康の確保について」と題して、講師の徳弘医師から高齢労働者の体力や運動能力を踏まえた職場の環境整備の必要性について講義がありました。

高齢労働者の中には「気持ちはまだまだ若くても体は自分が思っているほどついていけない」方も多くおられます。高齢労働者に優しい職場環境づくりが必要ですが、これは若い人にとっても働きやすい職場づくりとなることが再認識できました。

続いて特別講演2では、「体力低下が原因となる腰痛や転倒災害対策」と題して、講師の乍(ながら)氏から、所属会社JFEスチール株式会社において実践されている「アクティブ体操」や「安全体力機能テスト」の取組内容を紹介していただきました。

乍氏は厚生労働省に設置されている『人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議』の構成員としてご活躍されており、この有識者会議における同氏の報告事項も交えて、職場における体操実施や体力機能の測定などを通じて体力低下を防ぐことが腰痛や転倒などの行動災害防止に有効であることを非常にわかりやすく講義いただきました。

高齢労働者の就業拡大はこれからも続く見込みです。

本シンポジウムに参加いただいた県内約300名の事業者の皆さんは最後まで熱心に聴講され、高齢労働者の労働災害防止の取組の重要性にご理解をいただきました。



【左】岡山産業保健総合支援センター産業保健相談員 医師 徳弘雅哉 氏 【右】JFEスチール株式会社西日本製鉄所 乍智之 氏

事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

スタートアップ労働条件



ツールその 36協定届等作成支援ツール(PC)

「モデル就業規則」の規程例や作成上の注意を参考にして、入力フォームから必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出が可能な「就業規則」を作成することができます。

ツールその 就業規則作成支援ツール(PC)

入力フォームから必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出が可能な次の書面を作成することができます。

- 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)
- 1年単位の変形労働時間制に関する書面
- 協定届、労使協定書、労働日等を定めたカレンダー

ツールその WEB診断ツール(PC・スマートフォン・タブレット端末)

貴社の労働条件や就業環境を診断し、それらを通じて、労働基準法等関係法令の基礎知識や遵守すべき事項、行うべき手続き、具体的な届出方法等を身につけられます。

スタートアップ労働条件

検索



労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは
労災保険・労働保険等のお問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1~4方面 (086-225-0591)
安全衛生課 (086-225-0592)
労災課 (086-225-0593)
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署

岡山監督署からのお願い

各種健康診断結果報告の提出について

労働安全衛生法では事業場で実施した下記健康診断結果報告を、健診実施後、遅滞なく所轄監督署へ提出することとなっています。

定期健康診断結果報告書（労働者数50人以上の事業場のみ報告対象）

有機溶剤等健康診断結果報告書

鉛健康診断結果報告書

特定化学物質健康診断結果報告書

石綿健康診断結果報告書

電離放射線健康診断結果報告書

高気圧業務健康診断結果報告書



また、

じん肺健康管理実施状況報告書

に限っては、1年分の状況報告を翌年2月末日までに所轄監督署へ提出することとなっています。（平成31年1月1日～令和元年12月31日分を令和2年2月29日までに提出）

各健康診断結果報告書の様式は厚生労働省ホームページで入手できます。

各種健康診断結果報告書 検索

お忘れのないよう提出をよろしくお願ひします。

STOP! しわ寄せ

～大企業・親事業者の事業主の皆様へ～

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう!

ダメ! 短納期発注!



労働災害発生状況

2019年発生件数と前年同時期比較（死亡1/24速報値、休業12/31速報値）

業種	2019年		2018年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	0	196	2	207	2	11
金属製品	0	41	0	39	0	2
機械器具	0	18	1	27	1	9
化学工業	0	20	0	24	0	4
食料品	0	67	0	64	0	3
その他	0	50	1	53	1	3
建設業	0	86	2	84	2	2
運輸交通業	0	145	1	168	1	23
旅客	0	19	0	22	0	3
道路貨物	0	126	1	146	1	20
第三次産業	2	338	2	378	0	40
商業	1	100	0	115	1	15
保健衛生	0	80	0	92	0	12
接客娯楽	0	51	0	61	0	10
その他	1	107	2	110	1	3
その他の業種	1	25	0	21	1	4
全産業	3	790	7	858	4	68

「休業」は休業4日以上の災害

必ずチェック
最低賃金
使用者も、労働者も。

岡山県最低賃金

833円

あなたの賃金、本当に大丈夫?

（時間額）

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、セーフティネットとして各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。



最低賃金制度
って何?

健康診断、きちんと実施していますか

30歳を超え、少しずつ体力の衰えを感じるようになってきました。以前は正直に申し上げますと目の前のことをさっさと片付けるのが最優先、自分の健康管理なんてどちらかといえば後回しにという生活を送っていましたが、家庭をもってから、家庭的責任の重さを感じ、随分と自分の健康にも気を遣うようになりました。

さて、事業者には常時使用する労働者への健康診断の実施が法令で義務づけられています。労働者の健康状態を事業者として把握するとともに、健康診断結果に異常所見があった労働者について、事後措置として医師又は歯科医師の意見を聴き、その意見を勘案の上必要に応じて就業上の措置を講じなければなりません。実は、健康診断はやっていても事後措置ができていないといった法違反はよく見受けられるところです。今一度、御社の健康診断及び事後措置の実施状況のご確認をお願いいたします。

岡山労働基準監督署 労働基準監督官 伊藤 和博（安全衛生課）

